

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 本市の地域概況

本市は、東名高速道路厚木 I C、新東名高速道路厚木南 I C、小田原厚木道路厚木西 I C、圏央道（さがみ縦貫道路）圏央厚木 I C・厚木 P A スマート I C を有している。また、国道 2 4 6 号・1 2 9 号・4 1 2 号も交差し、交通の利便性が高く、自動車、電機等の世界的な企業が集積している。

さらに、厚木秦野道路の整備が進められており、(仮称) 厚木北 I C 及び(仮称) 森の里 I C が開設されると更なる利便性の向上が見込まれる。

一方、首都圏全体での自動車専用道路の整備が進んでいることから、他都市でも交通アクセスが改善されるとともに、より広域的な都市間競争が生じることが予想される。

イ 本市の人口構造

本市の人口は、2 2 3, 2 1 2 人（令和 7 年 2 月現在）で、平成 3 0 年以降は減少傾向にある。年齢別にみると、生産年齢人口（1 5 ～ 6 4 歳）は、平成 1 4 年をピークに減少に転じていたが、令和 5 年から微増で推移している。

一方で、老年人口（6 5 歳以上）は人口総数の 4 分の 1 を占めており、今後とも増加が続くと見込まれている。

なお、合計特殊出生率の上昇と 2 0 歳代の定住促進・転出抑制に取り組むことで、実現することができる人口の将来展望として、令和 4 7 年の目標人口を 2 0 2, 0 3 8 人としている。

ウ 本市の産業構造

本市における産業の構造は、事業所別に見ると「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」などが多く、従業者数では「製造業」、「卸売業、小売業」が多くなっている。

平成 8 年まで、事業所数、従業者数は増加傾向であったが、その後はほぼ横ばいで推移している（令和 3 年現在は 9, 4 3 5 事業所、1 5 1, 4 4 2 人）。

エ 中小企業者の実態等

令和 2 年度に市内企業に対して実施したアンケートによると、経営上の課題として「人材の確保・離職者の低減」、「市場ニーズの変化の的確な把握」及び「生産性の向上（設備投資）」を挙げており、少子高齢化や人口減少社会の進展、地震や台風などの自然災害の激甚化、情報通信技術の進展による経済・産

業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、原材料やエネルギーの価格高騰など、社会・経済の環境が大きく変化する中、今後とも継続的に企業の経営力強化に向けた支援を進めていく必要がある。特に、企業における生産性の向上、人材確保・育成といった経営基盤の強化につながる支援が求められている。

(2) 目標

本市では、市内企業の技術力向上、競争力強化、人手不足解消に寄与するため、生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行い、先端設備等導入計画を認定する事業者数を年に20事業者とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、本厚木駅周辺を中心に市内全域に事業所が所在するため、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多様な産業が集積しているため、本計画の対象業種・事業は市内の全業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては

先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・認定先端設備等導入計画を認定したものの進捗状況について、調査を実施する場合がある。

- ・市税を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・その他市長が不適当と認める事業は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。